

(LC3) 土木学会土木技術者資格委員会規則

平成13年6月26日	制 定
平成20年3月19日	一部改正
平成20年6月20日	〃
平成21年9月11日	〃
平成23年3月18日	〃
平成23年11月18日	〃
平成24年11月16日	〃
平成26年9月26日	〃
2020年1月17日	〃
2024年3月8日	〃

(目的)

第1条 土木技術者資格委員会（以下「委員会」という。）は、「土木学会認定土木技術者資格制度に関する規程」（以下、「資格制度規程」という。）に基づき土木学会が認定する土木技術者資格の審査に必要な事項および資格制度の運用に関する事項を審議することを目的とする。

(活動)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 分野別階層別資格の試験および審査・認定に関する基本方針の策定
- (2) 分野別階層別小委員会の運営に関わる業務
- (3) 分野別階層別資格の試験および審査結果の理事会への上申
- (4) 分野別階層別資格認定者の登録、更新および資格取消しに関わる業務
- (5) 土木学会認定土木技術者資格の活用方策に関わる業務
- (6) 土木学会認定土木技術者資格制度の普及、啓発に関わる業務
- (7) その他、土木学会認定土木技術者資格に関わる業務

(構成)

第3条 委員会は、委員長、委員、幹事長および幹事で構成し、人数は15名程度とする。

2 役職者の業務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、委員会業務を統括する。
- (2) 委員は、委員会業務を遂行する。
- (3) 幹事長は、委員長を補佐し、委員会業務を処理するとともに、幹事会を統括する。
- (4) 幹事は、幹事長を補佐し、委員会業務を処理する。

3 委員会に幹事長および幹事5名程度で構成する幹事会を置く。

4 委員会の業務を遂行するために次の小委員会を置く。小委員会に関する事項は別に定める。

- (1) 特別上級土木技術者資格小委員会
- (2) 上級土木技術者資格小委員会
- (3) 1級土木技術者資格小委員会
- (4) 2級土木技術者資格小委員会
- (5) 外国人技術者資格検討小委員会

5 小委員会の設置は、土木学会委員会規程第6条（小委員会等）による。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長・委員等の選出方法と任期は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会委員の互選により候補者を選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- (2) 委員は、前条第4項に定める小委員会委員長が兼務するほか、関係する理事会各部門の担

当理事の中から委員長が数名を選任し、会長が委嘱する。

(3) 委員長は、必要に応じて第2号以外からの委員を選任することができる。

(4) 幹事長は、委員長の推薦により会長が委嘱する。

(5) 幹事は、前条第4項に定める小委員会幹事長が兼務する。

2 委員長・委員等の任期は1期2年とし、再任を妨げない。任期の区切りは、原則として定時総会とする。ただし、任期修了後、新委員長が決定されるまでの間は、前任委員長が委員長の職務を継続することとする。

3 委員等の半数程度を毎年改選する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集して開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴収し、委員会の開催に代えることができる。

2 幹事会は、幹事長が招集して開催する。また、幹事長は、必要に応じて文書をもって幹事の意見を徴収し、幹事会の開催に代えることができる。

(資格の認定)

第6条 委員会は、小委員会の審査結果を審議し、判定結果を理事会に上申する。

2 理事会は、委員会の判定結果を審議し、合格者および資格認定対象者を決定する

3 会長は、資格認定対象者に「土木学会土木技術者資格認定証」を交付する。

4 2級土木技術者資格については、受験後に電子的に合格通知を発行し、資格登録要件を満たす合格者は、資格認定の登録申請を行うことができる。

(資格認定者の公表)

第7条 委員会は、「土木学会土木技術者資格認定者」の個人名を土木学会ホームページ上に掲載し、公表する。

(認定の取り消し)

第8条 委員会は、資格制度規程第7条に基づき、土木技術者資格を有する者の認定の取り消しに係る審議を行う。

2 土木技術者資格保有者の認定を取り消す判定をした場合には、その判定結果を理事会に上申する。

(制約条件)

第9条 委員会、小委員会の委員および幹事は、その在任中は土木技術者資格審査を受験することができない。

(守秘義務)

第10条 委員および幹事は、その職務上知ることのできた秘密を、正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第11条 委員会の担当事務局は、技術推進機構とする。

(規則の変更)

第12条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成13年6月26日 理事会議決） この内規は、平成13年6月27日から施行する。

附則（平成20年3月19日 理事会議決） この内規は、平成20年3月19日から施行する。

附則（平成20年6月20日 理事会議決） この内規は、平成20年6月20日から施行する。

附則（平成21年9月11日 理事会議決） この内規は、平成21年9月11日から施行する。

附則（平成23年3月18日 理事会議決） この内規は、平成23年1月21日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則（平成24年11月16日 理事会議決） この変更規則は、平成24年11月16日から施行する。

附則（平成26年9月26日 理事会議決） この変更規則は、平成26年9月26日から施行する。

附則（2020年1月17日 理事会議決） この変更規則は、2020年1月17日から施行する。

附則（2024年3月8日 理事会議決） この変更規則は、2024年3月8日から施行する。